

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(第24回)・  
ワーキンググループ(第30回)

1 日時 令和6年6月27日(木)10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、石井構成員、生貝構成員、江間構成員、奥村構成員、落合構成員、  
クロサカ構成員、後藤構成員、曾我部構成員、田中構成員、増田構成員、山口構成員、  
山本(健)構成員、山本(龍)座長代理、森構成員、脇浜構成員

(2) オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ  
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団  
法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通  
信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケー  
ブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクト  
チェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興  
センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

(3) オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

(4) 総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、  
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、  
上原情報流通適正化推進室課長補佐

#### 4 議事

- (1) とりまとめ（素案）について
- (2) 意見交換
- (3) その他

【宍戸座長】 それでは、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会の第24回及びワーキンググループの第30回の合同会合を開催させていただきます。

本日ご多忙のところ当会合にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴は、ウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として資料24-1から参考資料24-4までの9点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますのでそちらから閲覧ください。なお、本日は、越前構成員、江間構成員、澁谷構成員はご欠席予定、クロサカ構成員は途中でご参加予定と伺っております。

最後に、本日の会議につきまして、報道関係者より冒頭カメラ撮りの希望がございましたので、構成員の皆さまにおかれましては、差し支えない範囲でカメラをオンにしてくださいようお願いいたします。ありがとうございます。それでは15秒から30秒ほど、お時間をいただきます。

皆さま、ご協力いただき、ありがとうございました。これでカメラ撮りを終了いたします。これ以降の撮影は、ご遠慮ください。事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、まず本日の議事の進め方について、ご説明をいたします。まず議事の1といたしまして、前回の会合におきまして第6章のうち総合的な対策を除いたとりまとめの素案を事務局よりご説明をいただきました。そして構成員の皆さま、オブザーバーの皆さまからご意見を頂いたところです。これらのご意見を踏まえまして、事務局において加筆・修正いたしましたのが、資料24-1とりまとめ素案でございます。これについて、まずは第1章から第6章の1、対応の基本的な考え方までを事務局からご説明いただき、質疑応答・意見交換の時間を設けたいと思います。前回の続きとい

うこととなります。その後、第6章の2、総合的な対策でございますが、こちらにつきましては制度的な対応を除く部分について、事務局よりご説明をいただきます。そして質疑応答・意見交換の時間を設けたいと思います。ここまでが大きな議事の1でございますが、最後に議事の2、その他といたしまして、SNS等におけるなりすまし型偽広告への対応について、事務局よりご説明をいただき、質疑応答・意見交換の時間を設けるという形で進めたいと思います。本日も重要な議題が目白押しということでございますので、円滑な議事進行にご協力いただければと思います。

それでは、早速議事に入ります。まずは先ほど申し上げました通り、とりまとめ素案の第1章から第6章の1、対応の基本的な考え方までにつきまして、事務局より15分、ご説明をお願いいたします。

**【内藤補佐】** 事務局よりご説明させていただきます。資料24-1を投影させていただきます。こちらは座長からご紹介がありました通り、第6章の総合的な対策のうち、制度的な対応を除く「とりまとめ素案」となっております。前回ご議論いただきました「とりまとめ素案」第1章から第6章の1. 基本的な考え方につきまして、構成員やオブザーバーからのご意見などを踏まえて、更新しておりますので、主な更新箇所を中心に本日はご説明させていただきます。

まず、「はじめに」をご覧ください。前回も含めこれまでも何度か、検討会として、「健全性」という言葉をどのように考えたら良いかを説明すべきといったご意見がございました。12行目、本検討会の問題意識としては、「デジタル空間における情報」そのものや様々な主体による表現の場としての「情報空間」の健全性ではなく、「デジタル空間における情報流通」、すなわち、情報システムや情報通信ネットワーク等により構成され、多種多様な情報が流通するインターネットその他のグローバルな仮想的空間であるデジタル空間における情報の流通の在り方について、その健全性の確保を目的とした検討を行うものとしております。そして具体的には、本とりまとめの第5章で詳述するように、デジタル空間における情報の「発信」・「伝送」・「受信」という流通の各過程において、多様化するステークホルダーそれぞれに期待される役割・責務が遂行されることにより、「基本理念」が実現されている状態を「デジタル空間における情報流通の健全性」とし、その状態を確保することを目的とするものとしております。また前回、リスク・問題という言葉の使い方について、健全性とリスクの関係性ですとか、表層上のリスク・構造上のリスク、それらを加速化させるリスクについて、リスクと唱えるときに具体的に何が危険なのかを記載する必

要があるのではないかというご意見があったことから、22行目に記載をしております。健全性の確保という目的に対する不確かさの影響のうち、好ましくない結果をもたらす負の影響として、デジタル空間における情報流通を巡る「表層上の」リスク・問題、それらをもたらす「構造的な」リスク・問題、更にそれらの「表層上の」及び「構造的な」リスク・問題を「加速化する」リスク・問題が発生している。そこで本検討会においては、以上のリスク・問題に対応することがデジタル空間における情報流通の健全性を確保するという目的を達成するために必要であるとの認識の下で検討を積み重ねてきたものであるとしております。

次に第1章の構成につきまして、こちらは先ほどのリスクの話にもつながりますけれども、第1章の2. デジタル空間における情報流通を巡る新たなリスク・問題について、デジタル空間における情報流通を巡る表層上のリスク・問題、構造的なリスク・問題、そして表層上及び構造的なリスク・問題を加速化させるリスク・問題の3つについて改めて整理を行ってごさい。目次を見ていただくのが1番分かりやすいかと思っておりますけれども、まず表層上のリスク・問題は、偽・誤情報等の流通・拡散や、SNS等で本人や組織の許可を得ずに当該本人等であるかのように加工・編集されたなりすまし型「偽広告」等の流通・拡散、信頼性のある情報の相対的な減少としております。次に構造的なリスク・問題は、情報伝送プラットフォームサービスの特徴、デジタル広告エコシステム、フィルターバブル等の現象、情報伝送プラットフォーム等の寡占化と情報の非対称性の4つとしております。最後に加速化させるリスク・問題は、新たな技術やサービスの進展・普及、人々の認知的特性、地政学上のリスク・問題を挙げております。

次に第1章の中での具体的な追記箇所について、ご説明します。25ページ目をご覧ください。前回MyData Japan様より、パーソナルデータの流通に関して記載を充実化すべきというご意見がありましたところ、第1章1の(1)にパーソナルデータが広告のターゲティングや効果測定、レコメンデーションなどに利用されている点などをこちらで追記しております。

そして第2章につきましては、前回ご意見頂いたファクトに関する記載の充実化を行っております。まず71ページ目(1)②プラットフォームサービスに関するルールの策定関係をご確認ください。こちらに特定デジタルプラットフォームの透明化法、さらに③として取引デジタルプラットフォーム消費者保護法について追記をしております。加えて、75ページ目(2)放送法の改正を追記してごさい。さらに76ページ目(3)は、インターネット

ト上の偽・誤情報等の流通・拡散に適用され得る既存の法制度について、整理をさせていただきます。こちらは大きく刑罰・民事法・行政処分等による対応をそれぞれ整理しております。また、こちらは政府の対応状況として整理をさせていただきますが、107ページ目、地方公共団体の対応状況、こちらの(3)にも既存の法制度に関する項目を追加しております、具体的には条例に基づく対応等を整理させていただきます。さらに135ページ目、(3)公共インフラ事業者の対応状況でございます。こちらはサイバーセキュリティ基本法に絡めて追記をさせていただきます。第2章につきましては、以上となっております。

続きまして第3章でございますけれども、諸外国等における対応状況につきまして、前回ご意見頂いたファクトに関する記載の充実化を行ってございます。第3章の1.アメリカですけれども、(1)の法制度に関する動向の②におきまして、なりすまし詐欺広告を抑止するための対策として、米国連邦取引委員会による規則の施行を追記させていただきます。また③として、刑事罰による対応を追記しております。そして(2)その他の取組におきまして、①大学における取組につきまして、スタンフォード大学のスタンフォード・インターネット観測所に関する記載を追記しております。次に2. EUにつきまして、(1)の④にデータ法に関する記載を追加してございます。次に(2)の①がマルチステークホルダーによる連携・協力関係に関する記載の箇所でございますけれども、欧州アルゴリズム透明化センターを追記してございます。研究者へのデータ提供関係として、オンラインプラットフォーム・検索エンジンによって展開されるアルゴリズムシステムの影響に関する研究をサポートする科学的・技術的専門知識を提供するため、2023年4月に欧州委員会の補助機関として設立されたということを紹介してございます。そして続きまして、3. 英国でございますけれども、218ページをご覧ください。オンライン安全法における詐欺関係につきまして、追記をさせていただきます。さらに最後に8(2)その他の取組といたしまして、偽・誤情報検知等を目的とする研究開発を追記させていただきます。諸外国では偽・誤情報検知等を目的にICTツールの研究開発を進めておりまして、こちらではいくつか事例を紹介させていただきます。以上が第3章の更新箇所となっております。

第4章は更新しているのですが、主な更新はここでは割愛させていただきます、第5章の1、高次の基本理念の2つ目になりますけれども、「信頼」という記載があった方が良いのではないかとコメントを構成員から頂きましたので、「安心かつ安全で信頼できる情報流通空間としてのデジタル空間の実現」とさせていただきます。第5章の2につきましても、各ステークホルダーに期待される役割・責務について、ご意見を踏まえ

て更新をしております。特に例えば政府に期待される役割・責務として、前回の親会における議論を踏まえて、「デジタル空間における情報流通の変化を踏まえて実態把握を行い、必要な知識等の把握・収集を実施すること」などを追記してございます。次に伝統メディアに期待される役割・責務として、これまでのご意見を踏まえまして、「デジタル空間における情報流通のあり方の変化により、ファクトチェックへの期待が高まっている中、その担い手がなお育っていない等の課題があることを踏まえ、情報伝送プラットフォーム事業者等の伝送側による情報流通の健全性に向けた対応を推進するためにも、憲法の保障する報道の自由の下で、これまで担ってきたジャーナリズム機能を発揮しつつ、新たなデジタル空間のあり方に対応した積極的な取り組みを適切に進めること」と追記させていただいております。さらに情報伝送プラットフォーム関係ですけれども、違法・有害情報等の削除等に関する基準の策定に関する記載につきましては、こちらの中身を具体化する目的で「誹謗中傷、海賊版や偽・誤情報等をはじめとする」と追記させていただいております。さらに利用者のプライバシーに関する記載でございますけれども、コントロールビリティの確保に関する記載をしてございます。具体的には「利用者のプライバシーに配慮しつつ、利用者データの収集及びプロファイリングを含む利活用の適正化や、これらを通じたレコメンデーションや広告ターゲティングを行う場合における透明性・アカウントビリティ及びコントロールビリティを確保すること」とさせていただきます。

最後となりますが、262ページの第6章の1でございます。冒頭に第6章の1における項目を包括するような考え方を追記してございます。まずおさらいとなりますけれども、デジタル空間における情報流通の健全性を確保するという目的を達成するためには、偽・誤情報等の流通・拡散や、なりすまし型偽広告などの流通・拡散等の表層上のリスク・問題、それらをもたらす情報伝送プラットフォームサービスの特徴ですとか、デジタル広告エコシステム等の構造的なリスク・問題、さらにこれらの「表層上の」及び「構造的な」リスク・問題を加速化する、例えば生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及、人々の認知的特性等のリスク・問題に対応することが必要であるとしてございます。そしてその上で、このようなリスク・問題に対応するに当たっての「基本的な考え方」として、社会全体で対応する仕組みとして、信頼性のある情報の流通促進と違法・有害情報の流通抑制の両輪による対応や、個人レベルとシステムレベルの両面及び相互作用による対応の重要性、個人レベルの対応として、プレバンキングとデバンキングの両輪による対応の重要性、システムレベルの対応として、流通・拡散する情報とそれに付随するデジタル広告への信頼性に対する相互依

存関係を踏まえた対応の重要性を整備するとさせていただいてございます。主な更新箇所は以上となっております。事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。只今ご説明のありましたとりまとめ素案第1章から第6章の1、対応の基本的な考え方までにつきましては、これまでの構成員の皆さま、そしてオブザーバーの皆さまからのご意見を頂きながら、事務局においてそれを集約して準備いただいたものになります。従いまして構成員の皆さま、オブザーバーの皆さまにおかれましては、会合等におきましてこう指摘したけれどもこれが入っていないのではないかと、何かご指摘・ご意見がございましたらご発言をいただければと思います。ご質問・ご意見のある方は、チャット欄で私にお知らせを頂ければと思います。大体10時45分くらいまでと心積もりしておりますが、ご発言のご希望があればお知らせ頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 お取りまとめいただき、ありがとうございました。また事務局にご負担になるかもしれないのですけれども、本当に直近でこのとりまとめに関連する国際的な動きがあったので、どのようにお取り上げいただくかはお任せしますが、2つほどインプットをさせていただければと思います。1つ目は国連の取り組みのところがあったと思うのですけれども、6月24日に偽・誤情報とヘイトスピーチの拡散に対する危害抑止のための情報の誠実性のための国連グローバル原則というものが発表されておりますので、これをどこかで触れておく必要はあると思いました。

もう1点はまさに昨日6月26日だと思うのですけれども、アメリカの連邦最高裁でMurthy v. Missouriに関する判決が出ました。このペーパーですと、アメリカのところで、187ページ辺りだと思います。結論的には、政府の関与を認めるべきという政府側の主張に沿った判決が出ているのですけれども、ただし内容がスタンディング、原告適格の部分ではねているところには注意が必要で、もしかしたら脚注レベルで触れていただくくらいでいいのかなというように思いました。私から、とりあえず以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。最新の情報のインプットを頂きありがとうございました。さらにご質問・ご意見等、いかがでございましょうか。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。本当に文量的にもそうですけれども、アップロードされた非常に詳細で、この問題に正面から向き合った良いとりまとめの素案をお作り



いただいたと思いました。特に追記の関係で言いますと、256ページの辺り、プライバシー、コントロールビリティを確保するということです。広告の文脈においてデジタル広告との関係で、そのことを書いていただきました。32行目から36行目までで、利用者のプライバシーに配慮しつつ、利用者のデータ収集及びプロファイリングを含む利活用の適正性や、これらを通じた広告ターゲティングを行う場合における透明性・アカウントビリティ及びコントロールビリティを確保することというところは非常に重要な指摘であったかと思えます。もう1つ、もし追記していただけるとすれば、300ページの終わりの方ですが、ワーキングで申し上げてきましたマルチステークホルダーによる連携・協力に関する現状と課題ということが300ページから301ページにかけてありまして、301ページ6行目ですけれども、ステークホルダー間におけるこれまでの連携・協力が必ずしも十分とは言えない状況にあるということで、それもまったくごもっともでして、301ページ以降にしっかりと連携すべきであるということが書かれています。これはその通りだと思うのですが、マルチステークホルダーが上手く機能しない状況というのは、連携の不足というよりも、消費者団体であったり市民社会のリソースが乏しいということが大きな原因ではないかと思えます。ボランティア活動に基本的には委ねられていて、資金もないし、手伝ってくれる人もいないという状況にさらされているのが現在の市民社会・消費者団体の状況でして、この後、またワーキングから法制度的対応に関するとりまとめの部分が出てくるわけですが、それにおいてもマルチステークホルダーというのは一定の役割を担うわけです。これまであまり言われてこなかったことですが、市民社会とか消費者団体のエンパワーは支援と言ってもいいと思えますし、そういうことが政府に対して政府の役割として求められているのではないかと思います。つまり連携はぜひともはかりたい、いろいろなところに声をかけたいということですが、連携をして声をかける前に何らかの形で手助けをしてあげないと、結局アップデートができなかったり時代に対応できなかったりとか、あるいは事業者側に取り込まれてしまったりということで、マルチステークホルダーというのは本質的に様々な立場の人がいるという前提で、その現実主義的なプラグマティックな考え方の上に成り立っているわけですから、違う立場の人たちはそれぞれのところを代表して出てこないといけないわけですが、消費者団体・市民社会にはリソースがないから、きちんと十分な形で新しい時代の問題に関して消費者・生活者を代表することができていないという現状がありますので、そこを踏まえて消費者団体・市民社会をエンパワーするということをぜひともお書きいただきたいというように思います。

それから最後に形式的なことですが、今、説明にお使いいただいた左側の詳細目次が凄い便利で、このくらいの分量になると、これを見ながらやりたいというのがありますので、頭に付けると凄い量になってしまうかもしれません。別ファイルとか別紙でも結構です。今Word機能だと思いますけど、この部分だけ、いただけないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは石井構成員、お願いいたします。

【石井構成員】 ありがとうございます。水谷先生がご指摘された国際連合の取り組みのところで少し発言させていただこうと思います。私も水谷先生のおっしゃる通りの同じ意見を持っておりまして、6月24日に発表された緊急提言の中身でかなり示唆を得られるような内容が含まれているということをお伝えしたいと思います。まず1点目が、偽情報・ヘイトスピーチの利用、支持、増幅を自粛すべきというのが政府をはじめ様々な関係者に求められていること、政府の取り組みとしては情報への迅速なアクセスを提供することとジャーナリストや研究者・市民社会に対する教育の保護を確実にするのが政府の役割であること、テクノロジー企業については、すべての製品の設計における安全性とプライバシーを確保すること、AI技術の開発に関するステークホルダーについては、すべてのAIアプリケーションの設計展開利用において、確かな安全、安心、責任など、そうした施策を講じるべきであることが様々含まれております。今申し上げたのはごく一部ではありますが、具体的な施策の方向性に非常に示唆を得られるような内容が含まれておりますので、この国連の取り組みを追記していただくときには、具体的な施策の方向性の示唆を得られるような部分を書き下していただく、報告書の中で言及していただくことが望ましいというように思います。かつ、これが後ろの方の国際的な連携・協力を広めていくという辺りの項目で、第6章の2の(5)のところの方向性につながっていくと思いますので、この流れを踏まえて具体的に記載していただくことが望ましいと思います。以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 大変詳細なおまとめをいただき、ありがとうございます。僕からは1点、可能であればということなのですが、285ページのところに人材育成という文脈で地方公共団体という中で図書館や司書との連携ということを書いていただいておりますところ、信頼できる知識が市民にアクセスしやすい拠点であるところの図書館の役割というのは、これは日本津々浦々に存在する施設の役割として特に重要なところだというように思います。そうしたときに、これは以前も少し触れたところではありますが、最近ここ10年以上、図書館あるいはそれ以外の博物館・美術館を含むいわゆるアーカイブ

機関が、様々なデジタルの形でそういった知識の蓄積というものを世の中に提供するということを非常に積極的にやってきており、それがファクトチェックの推進の基礎情報になるべき機会というのも増えてきているのだろうと申し上げましたときに、例えば287ページ以降、ここで各機関に期待されることを書いていただいているところでもありますけれども、例えば288ページの普及啓発機関に期待される役割といったようなところなど、場所はいろいろあると思うのですけれども、そういった信頼できるデジタルの知識というものを提供していくこと、またあるいはそういうものを活用していくということ、具体的にどのように書き込むかどうかはさておきましても、そういったものを活用していく、あるいは積極的に出していくということも今後の取り組みとしては重要になってくるのかなというように感じているところです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは奥村構成員、お願いいたします。

【奥村構成員】 発言の機会を頂き、ありがとうございます。よろしく申し上げます。いろいろ多様な意見を1つにこのようにおまとめになるのは非常にご苦勞なことだったと思いますので、非常に良いものが出来上がってきたということに事務局の方への敬意をまず表したいと思います。ありがとうございました。それで申し上げますけれども、再三申し上げてありますが、デジタル空間における情報流通の健全というのとは何かという記述は、もう少し正面から取り組んでいただきたいなと思っているのが正直なところです。といいますのは、まず1番考えなければいけないのは一般のユーザーの人たちで、もちろんこれを読まないけれども一般的に理解したい人たちのために、私たちの精いっぱいものは今書いておくべきではないかと思います。いろいろなご意見があると思いますけれども、現在私たちが思い描く最大限の健全というのとはどのようなものかということは、また流動的になるにしてもここでもう少し具体的な条件として列挙しておくような工夫みたいなものはできないでしょうかということ、もう一度申し上げておこうと思います。デジタルに対してデジタルな対策を講じるということになりますと、何かが行われてしまうということになりまして、もちろんミス・インフォメーションが横行する社会は困るにしても、一定のパロディみたいなものが皆さん自由に作られるような余地みたいなものが一般のユーザーの方にも認識できるような何か書きぶりというのができないのかなというのは、ボワツとしていて申し訳ないのですけれども、それで読み込みも足りない中で申し上げるのはなんですけれども、それをやっておかないと取り返しのつかないことになりかねないような気もしておりますので申し上げます。情緒的な発言で申し訳ないのですが、またきちんとま

とまりましたら、文章で申し上げられればと思います。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 私からは1点、293ページの辺りですけれども、総務省における技術開発の支援という部分でありまして、これは大変貴重な試みではあって進めていただきたいと思うのですが、これに関しては、こういう技術支援を通じて情報空間への影響を及ぼすのではないかという懸念が一部で指摘されているところで、透明性というところがまず求められるというように思われますが、もちろん政府の透明性というのは随所に書かれているわけですけれども、技術開発のところに際して言うと、私は読み込みが不十分かもしれませんが、今まで見たところでは必ずしもその点が書かれておりませんので、ここは重要どころだと思いますので、こういった推進すると同時に、そういった原則も留意するということも併せてご記載いただけるとありがたいと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。増田構成員、お願いします。

【増田構成員】 ありがとうございます。改めて読ませていただきまして、非常に勉強になるものでございました。先ほど森先生からご指摘いただいたこと、本当にその通りの現状でございまして、学校とか職場に所属していない人たちというのが多くいらっしゃいまして、その方たちにどうやって情報を届け、リテラシーアップをしてもらうかという点については非常に困難な状況にあります。ただ消費者団体、私どもの方は、長い間の消費者教育をしてまいりましたので、それぞれ開拓をしてくれていますから全国にいろいろつながりがございます。お金はありませんけれども、そういう今あるつながり・連携をぜひ活用していただきたいというように思いますので、その点もし何か1行でも書いていただければ、よろしくお願ひしたいと思います。以上です

【宍戸座長】 ありがとうございます。承知しました。このラウンドで一通りご発言希望の方については、ご発言を承ったと思いますけれども、さらにご発言の希望等、ごさいますでしょうか。

落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。非常に素晴らしいとりまとめになっているように思っております。様々な議論が反映されていると思います。総務省で作られている報告書の中でも、中々の超大作になっているように思っております。一方で、そうしますと、多分これを全部読まれる方が少ないのではないかという気がしております。それで非常に些末な点ではあるのですが、報告書の要約版について、例えばスライドなどでまとめてサマリー

を作ったりすることはよくあることだと思いますが、そういったものは総務省の方でお作りになられるご予定はありますでしょうか。おそらくあった方がいいのではないかとも思いましたので、蛇足ながらコメントさせていただきました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。この点も含めて、ここまでのところで何か事務局の方で、構成員の皆さまからのご発言等についてご確認したい点、あるいは、今の落合構成員からのご指摘にお答えいただく点含めていかがですか。

【内藤補佐】 ありがとうございます。頂いたご意見につきましては、次回の親会におきましてとりまとめに反映させていただければと思っております。特に国連ですとか国際的な動きですとか、あと先ほどお話がありましたサマリーの作成につきましても、事務局で検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 承知しました。ありがとうございます。この第6章の1のところまでで他にご発言の希望はございますでしょうか。オブザーバーの方々も含めて、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで前回会合の資料2 3-1-1、とりまとめ素案に対するご意見を一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構様から頂いております。これを参考資料2 4-1-3、とりまとめ素案に対するオブザーバーからの意見として、配布をさせていただいているところでございます。こちらのご意見につきましては、今回のとりまとめの素案には、先ほど事務局からの説明にもありましたように同機構のご意向を反映させていただいたと聞いております。追加でご意見等ございましたら、事務局までご共有いただければと思います。

それでは続きまして、とりまとめ素案第6章の2、総合的な対策・制度的な対応を除く部分につきまして、事務局より資料2 4-1の終わりの部分からご説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 資料2 4-1、2 6 2ページの第6章の総合的な対策につきまして、事務局からご説明差し上げます。総合的な対策につきまして、現時点で(1)の(7)から構成をされてございます。そのうち、先ほど宍戸座長からご紹介のありました通り、(7)の制度的な対応につきましてはワーキンググループにおける検討結果を踏まえて、次回以降記載予定となっております。本日は(1)から(6)について、ご説明いたします。各対策における構造は同様となっております。それぞれ①現状と課題、そして②具体的な方策という2つの構成で作成をさせていただいております。①現状と課題につきましては、第1章から第3章までで整理をいたしました関連するファクトを再整理してございます。その上で、これ

まで総務省において関係省庁・団体などと連携・協力して進めてきた取り組みについて整理をしてございます。そして第5章における各ステークホルダーに期待される役割・責務につきまして、関連するものをピックアップしてございます。肝となりますのが②の具体的な方策になりますので、本日は各対策における具体的な方策の箇所を中心にご説明を差し上げます。まず普及啓発・リテラシー向上についてでございます。ページ番号は278ページをご覧ください。普及啓発・リテラシー向上に関する具体的な方策につきましては、(ア)から(ウ)の3つの構成となっております。 (ア) がプレバンキングの効果検証と有効な方法及び取り組みの推進、(イ) が普及啓発・リテラシー向上に関する施策の多様化、そして(ウ) がマルチステークホルダーによる連携・協力の拡大強化というようになってございます。

(ア) から順番にご説明を差し上げます。まずプレバンキングにつきましては、効果検証等が欧米を中心で行われてきておりまして、日本でどの程度効果があるのかについて研究が不足しているというようなご指摘がございました。そのため国内における認知科学や心理学等の分野と連携・協力し、国内外における研究・調査等を参考にしながら、国内における効果検証を実施し、偽・誤情報等の流通・拡散への対策として効果的なプレバンキングのコンテンツ、またその届け方などの手法等について具体化を進めることが適当であるというようにさせていただいてございます。その際には介入の関連性と有効性がどの程度維持されているのかを追跡するだけではなく、介入に対する信頼と採用の可能性に影響を与える可能性のある環境要因と個人要因を体系的に調査し、既存のツールを改良した上で新しいツールを開発する必要がある。特に、ゲーミフィケーション等、実践的な方法による能動的なプレバンキングが偽・誤情報等の流通・拡散への対策として効果があるということも検討会において指摘されてございます。そのため国内におきましても、一部取り組みが進められつつあるが、日本におけるリテラシーを一層強化する観点から、効果的なプレバンキングのコンテンツや手法等の具体化を進めるに当たっては、ゲーミフィケーション等の実践的な方法による能動的なプレバンキングに取り組むことが重要であるとさせていただいております。次に(イ) の普及啓発・リテラシー向上に関する施策の多様化につきまして、普及啓発・リテラシー向上に今後取り組むにあたっては、そのコンテンツや方法について、これまで主に取り組まれてきた一般的な情報流通、つまり発信・伝送・受信に関する内容のみならず、信頼性のある情報の流通・拡散にはコストが伴うことですか、偽・誤情報等の流通・拡散の構造的な要因となっている情報伝送PFサービスのメディアインフラとしての特徴、つまり情報発信コストの低廉性、拡散促進機能やレコメンデーション・広告ターゲティング

機能の具備といったような特徴、またその特徴といわゆる「アテンション・エコノミー」と呼ばれる経済モデル、また広告仲介PF事業者等によるデジタル広告エコシステムとの関係、更には、これらにおける利用者のパーソナルデータの収集や活用の状況等に関する内容、こういった様々な内容につきましても、一層充実していくことが適当であるというようにさせていただきます。また、これまでの普及啓発やリテラシー向上に関する取り組みは、情報を受信した際に、情報源等を確認することですとか、多様な情報と比較することなどを含む情報の受信主体としての利用者に対する普及啓発・リテラシー向上を目的とする施策が主であったというように考えてございます。そのため情報の発信主体としての利用者に対して、自由な発信には責任が伴う点を認識することですとか、情報を発信する前に、情報を発信する際のリスクや影響について検討・認識した上で、自らの発信内容に責任を持って発信することなどを含め、普及啓発・リテラシー向上に関する取り組みを一層充実していくことが適当であるというようにしてございます。さらに、青少年・保護者・高齢者など情報伝送PFサービスの利用が一層浸透する中、より効果的な対策を実施する観点から、例えば、健康、食育、環境、プライバシー・サイバーセキュリティ等の関連する他分野のアナロジーも活用しつつ、青少年、保護者・高齢者等の年齢や性別等の属性に応じたきめ細やかな対応を充実していくことが適当であるとしております。具体的には、これまで青少年・保護者向けに「インターネットトラブル事例集」の作成ですとか、高齢者向けに「デジタル活用支援推進事業」を実施してござりまして、電気通信事業者、利用者団体・消費者団体、教育機関・普及啓発機関等と連携・協力して、青少年、保護者や高齢者等を対象とした取り組みを実施・推進してきております。そのため、これらの取り組みを通じまして、偽・誤情報等の流通・拡散への対応に関する普及啓発・リテラシーの向上を一層充実させていくことが適当である。さらに青少年や保護者に対する普及啓発・リテラシー向上に関しては、青少年が保護者や教員を情報源として利用しているというようなデータもござりますので、保護者や教員のリテラシー向上に関する取り組みも推進することが重要であるとしております。なお、普及啓発・リテラシー向上に関する取り組みの実施にあたっては、とりわけ、高齢者に対する一定の配慮が必要であるとしております。個人の生活状況・年齢に応じて前提知識ですとか能力が大きく異なりますので、自立的に使いこなすためには繰り返し学習し続けることが必要な傾向にあること、また必要な際には迅速かつ丁寧なサポートが求められることから、家族や介護のサポートを行う者などの高齢者の生活圏にいる者も含めて、高齢者の生活に身近な施設などを活用しながら、普及啓発・リテラシー向上に関する取り組みを実施するこ

とが重要であるとしております。続きまして、(ウ) のマルチステークホルダーによる連携・協力の拡大強化でございます。利用者は、身につけるべき能力を単に理解するだけではなく、デジタル空間で遭遇する様々な情報流通状況に応じて、その都度、責任ある行動を取るという結果を示すことが求められている。そのためには、多様なステークホルダーが一丸となって、普及啓発・リテラシー向上の社会的機運を高め、利用者のインセンティブを上げ、リテラシーについて継続して学び、行動変容につながるような仕組みを構築することが重要であるとしております。これまでも、情報流通の各段階に関わる様々なステークホルダーがそれぞれ取り組みを行っているところでございますが、限られた時間、予算や資源をより有効に活用して、効果を最大限に発揮するためには、対象者、取り組み内容、レベル感、得られる効果、また継続性の確保等につきまして、全体的に把握・調整することが急務であるとしております。まず、国民全体のリテラシーの状況、デジタル空間における情報流通を巡るリスク・問題、新たな技術・サービスの進展・普及の動向等を踏まえて、向かうべき方向性を定めることが必要であるとともに、情報伝送PF事業者・電気通信事業者・普及啓発機関等において、それらに期待される役割・責務を踏まえながら、例えば、コンソーシアムのような形で自主的に連携・協力し、普及啓発教材の更新、教える人材の確保・育成を含む施策の全体調整、効果の把握等を行うことが求められるとしております。特に、情報伝送PF事業者につきましては、メディア情報リテラシーを向上させる機会の提供者として期待されているようなデータもございますので、例えば総務省のウェブサイト「ネット&SNS よりよくつかって未来をつくろう」などのマルチステークホルダーによる連携・協力の取り組みを通じて、普及啓発・リテラシー向上に関する取り組みを一層推進することが適当であるとしております。また、今後は、クリエイターなどの制作・発信関係事業者・団体、デジタル広告の関係事業者・団体、またASEAN等の海外の関係者なども含めた、より広い多様なステークホルダーとも連携・協力することによって、普及啓発・リテラシー向上に関する取り組みを拡大・強化していくことが必要であるとしております。具体的には、現在、毎年4月1日にエイプリルフールがありまして、その翌日の2日については、IFCNにより、世界中の人々に正確な情報やファクトチェックなどの大切さを呼びかけるとともに、ファクトチェック団体などの活動を応援するためのイベント開催等が行われる「国際ファクトチェックデー」として定められております。プレバンキングによる対応も含める観点から、これらに加え、例えば、毎年3月31日を「プレバンキングデー」などとして設定するとともに、毎年3月から4月を普及啓発・リテラシー向上のための取り組み月間として、民産学官のマルチステー



クホルダーによる各種イベント等を集中的に実施していくことが適当であるとしております。またその際、普及啓発・リテラシー向上のための技術やサービスの開発・実証による社会実装を推進することも重要であるというように記載させていただいております。

続きまして、(2) の人材の確保・育成でございます。こちら284ページになりますけれども、具体的な方策としては、(ア) から (ウ) の3点でございます。まず (ア) のジャーナリズムや取材による検証報道や信頼性のある情報を適時に発信する人材につきまして、ジャーナリズムや取材による検証報道や信頼性のある情報を適時に発信する人材の確保・育成が必要である。特に、災害発生時においては、限られた時間の中で多くの人の中で適時に正確な情報の共有が求められるため、被災地等における適時な情報発信として、国民生活や社会経済活動等が依存している基盤として提供され。また他に代替することが困難な公共的なサービス、また事業の運営に支障をきたす偽・誤情報等の流通・拡散に対応するため、政府や公共インフラ事業者等における人材の確保・育成が必要である。そのため、例えば、伝統メディア、ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体、情報伝送PF事業者や教育機関などと連携・協力しつつ、偽・誤情報等の流通・拡散という事例に即した、実践的な演習等を実施することが適当であるとしております。また、以上の人材の確保・育成においては、サイバーセキュリティ対策などにおける取り組みも参考にしつつ、現場で初動対応に当たる担当者やリスク管理やガバナンスを担当する経営者等において、トレーニングなどを通じ必要となるスキルを向上させるためのインセンティブを高める環境作りとして、スキルマップの整理や資格のあり方などを含め、関連する教材等が生み出されるエコシステムを構築することが重要であるとしてございます。続きまして、(イ) のコンテンツモデレーション人材につきましては、情報伝送PF事業者によるコンテンツモデレーション、広告の質の確保や質の高いメディアへの広告配信に資する取り組み、また利用者の表現の自由を確保する取り組み等を通じ、情報の伝送において、信頼性のある情報の流通が促進され、偽・誤情報等の流通が抑制されるため、コンテンツモデレーション人材の確保・育成も必要であるとしております。そのためには、例えば、コンテンツモデレーションにおいては、日本の法令や文化等を踏まえた特定の文脈を理解した上で判断できるモデレーターの確保・育成が重要であることから、日本における実態等に関する調査を進めつつ、必要な取り組みを具体化することが適当であるとしております。また以降は(ア)と重複になりますので、割愛させていただきます。(ウ) のリテラシー向上のための教える人材につきましては、例えば伝統メディア、ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック

関連団体、情報伝送PF事業者、図書館などの地方公共団体や教育機関、普及啓発機関や産業界等と連携・協力しつつ、例えば、地域情報化アドバイザーやe-ネットキャラバン講師等、メディア情報リテラシー教育やファクトチェック等の専門家を一層確保・育成することが適当であるとしてございます。

続きまして、(3)社会全体へのファクトチェックの普及でございます。具体的には289ページでございます。こちらも3つから構成されておりまして、(ア)の利用者参加型のファクトチェックの推進につきましては、情報伝送PFサービスの利用者自らがファクトチェックに参加するといった姿勢を涵養するとともに、ファクトチェックの社会的な認知度を向上させるための環境づくりを一層推進していくことが適当であるとしております。その際、例えば利用者一人一人にとって利用しやすいUI・UXを通じて、利用者がファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体に手軽に情報提供し、また、ファクトチェック結果にアクセスしやすい技術やサービスの開発・実証による社会実装を推進することも重要であるとしております。続いて、(イ)のファクトチェック人材の確保・育成につきましては、偽・誤情報等の流通・拡散への対応として、ファクトチェック人材の確保・育成が必要である。このような人材については、ジャーナリズムや取材による検証報道・信頼性のある情報を適時に発信する人材と共通する面が多いことから、例えば、伝統メディア、ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体、情報伝送PF事業者や教育機関等と連携・協力しつつ、偽・誤情報等の流通・拡散という事例に即した実践的な演習等を実施することが適当であるとしております。また、以上の人材確保・育成においては、サイバーセキュリティ対策等における取り組みも参考にしつつ、現場で初動対応に当たる担当者・リスク管理・ガバナンスを担当する経営者等において、トレーニング等を通じ必要となるスキルを向上させるためのインセンティブを高める環境作りとして、スキルマップの整理・資格のあり方等を含め、関連する教材等が生み出されるエコシステムを構築することが重要であるとしてございます。そして(ウ)の関連するステークホルダーによる取り組みの推進でございます。情報伝送PF事業者においては、主に海外において、そのポリシー等で禁止される偽・誤情報等に対するコンテンツモデレーション等を実施するにあたり、第三者のファクトチェックを専門とする機関と連携・協力し、当該機関によるファクトチェック結果を踏まえ、その情報伝送PFサービスにおいて、投稿にラベルを付与したり、投稿を削除する等の取り組みが実施されております。そして、このために、情報伝送PF事業者においては、ファクトチェック機関に対する財政支援等も行っております。我が国においても、

このような情報伝送PF事業者による取り組みを一層推進することが適当であるとしております。また、伝統メディアにおいては、デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材に裏付けられ、偽・誤情報等の検証報道・記事や偽・誤情報等の拡散を未然に防ぐコンテンツを含む信頼できるコンテンツを発信するとともに、信頼できるコンテンツの制作・発信に関する方法論、知見やノウハウの共有等を通じて、情報伝送PF事業者・広告仲介PF事業者、ファクトチェッカー・ファクトチェックを専門とする機関・ファクトチェック推進団体、クリエイター、消費者を含む市民団体、地方公共団体等の他のステークホルダーとの緊密な連携・協力が進められている。デジタル空間における情報流通のあり方の変化によりファクトチェックへの期待が高まっている中、その担い手がなお育っていない等の課題があることを踏まえると、情報伝送PF事業者等の伝送側による情報流通の健全性に向けた対応を推進するためにも、憲法の保障する報道の自由の下で、これまで担ってきたジャーナリズム機能を発揮しつつ新たなデジタル空間のあり方に対するための伝統メディアによる積極的な取り組みを推進することが適当であるとしております。さらに違法・不当な広告を掲載されたメディアの信頼性低下、また違法・不当なコンテンツを含むメディアに掲載された広告の信頼性低下といった形で、広告と広告が付随するコンテンツ及びそれが掲載されるメディアが相互の信頼性に影響を与えることを通じ、デジタル空間における情報流通の健全性を脅かしている現状がございます。これを踏まえると、ファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体との連携・協力の可能性も視野に入れつつ、ブランドセーフティ等のための情報伝送PF事業者や広告仲介PF事業者による情報共有等の取り組みを推進することが適当であるとしております。

続きまして、技術の研究開発・実証でございます。こちら293ページをご覧ください。まず（ア）の偽・誤情報等対策技術についてでございます。巧妙化する偽・誤情報等に的確に対応するためには、ネット上の画像・動画等を収集し分析する技術、心理的予防接種の効果を高める技術等の要素技術、複数の要素技術を用いたサービス基盤の研究開発を支援することが適当であるとしております。特に、以上の要素技術やサービス基盤により、地方公共団体やファクトチェックを専門とする機関を含むファクトチェック関連団体等においては、平常時における確実な情報発信に加え、災害時における情報流通状況の確認やそれに基づく適切な情報発信・注意喚起が可能となるなど、社会実装が進展することが重要である。具体的には、災害時における偽・誤情報等の流通状況の確認やそれを踏まえた適切な情報発信などを行うため、インターネット上の偽・誤情報等を収集し分析する技術等の要素技術、

それらを活用してリアルタイムに、どのような偽・誤情報等がどの程度流通・拡散しているかを把握したり、検索したりすることを可能とするサービス基盤の研究開発が重要であるとしております。また、偽・誤情報等に対する利用者のリテラシー向上のためには、偽・誤情報等に対する心理的予防的接種に高い効果が見られることから、この社会実装の進展が重要である。具体的には、この効果検証等において、行動心理学と脳科学を組み合わせることを通じて、心理的予防的接種の効果を一層強化することが期待されることであり、そのための要素技術の研究開発が重要であるとしております。以上にあたっては、偽・誤情報等対策技術の開発や社会実装に一定の期間が必要であります。その期間をできる限り短縮し、いち早く社会実装するためには、民間企業等が導入済みの技術やサービスを応用することですとか、今後社会的に普及が見込まれる技術・サービスを見越して技術の開発を進めることが適当であるとしております。例えば、大学等が保有する既存の技術・サービス基盤、民間企業が保有する既存の技術やサービス基盤などと連携することにより、新たなサービス基盤の開発を行うことが重要である。具体的には、ファクトチェック関連団体や地方公共団体による適時適切な情報発信等を支援するため、SNS等のネット上の情報を収集・分析するサービスに、情報の真偽判定を行う技術やデータ分析プラットフォームを連携させ、自動的な情報の分析に資するサービス基盤を開発することが重要であるとしております。また、偽・誤情報対策技術については、複数の要素技術が組み合わさることで構築されることに加えて、要素技術の開発からサービス提供までに一定の期間を要することが想定されるため、民間企業単独では収益化までに時間を要する場合や、そもそも収益化が難しいサービスもあります。このことから、特定のサービスについては、その基盤となる技術の一部の開発を支援し、民間企業が開発するサービスなどに適用させていくことが重要であるとしております。例えば、VRやAR等によるメタバースなど、今後、利用が普及・拡大の見込まれるサービスにおける偽・誤情報等の流通・拡散によるリスク・問題を把握し、その対応に必要な技術の開発にあたり、研究開発した要素技術やサービス基盤等が、今後普及・拡大の見込まれるサービスを提供する民間企業などに提供される等の連携による社会実装の推進が期待されるとしてございます。続きまして、(イ)の生成AIコンテンツ判別技術でございます。生成AIコンテンツ判別技術については、ファクトチェック関連団体が人的な面でも財政的な面でもリソースが限定されているという課題が指摘されておりますところ、社会全体へのファクトチェックの普及を推進するため、令和5年度補正予算事業「インターネット上の偽・誤情報対策技術の開発・実証」による偽・誤情報等対策技術の開発・実証事業の終了後

においても、利用を希望するファクトチェック関連団体が経済的にも利用しやすい環境を整えていくことが適当であるとしております。さらに、今後は、ファクトチェックの効率的な実施に資するための技術として、例えば、インターネット上の情報に対して、ファクトチェックすべき優先度の高い情報を選別する技術、ファクトチェックに時間を要する動画コンテンツを自動的に検証可能な技術、画像、動画、音声やテキストといった異なる形態の情報が組み合わさった情報の真偽判別を可能とする技術等の開発・実証に取り組み、社会実装を推進することが適当である。なお、こうした技術の社会実装を進める際には、ファクトチェック関連団体の独立性の確保に留意することが必要であるとしております。技術の最後になりますけれども、(ウ)のデジタル広告関連技術でございます。広告主・広告代理店等がブランドセーフティ対策等において活用する技術として、一部企業においてはMFAサイト等への広告配信を防ぐアドベリフィケーションツールでの監視強化ですとか、広告出稿状況を横断的に把握する仕組みの創設等が進められております。また、情報伝送PF事業者や広告仲介PF事業者等においては、広告や広告主の審査、広告表示先のオンラインメディアの審査等において、AI等を活用した審査技術等の活用が進められております。以上のようなデジタル広告関連技術について、国内外における動向を調査しながら、国内における効果検証を実施し、効果的なデジタル広告関連技術が普及するにあたっての要件等についても分析・整理し、具体化を進めることが適当であるとしております。また以上にあたり、広告主等においては、ブランドセーフティ・広告費の支出等に関するリスク管理・ガバナンスを確保するなど、当該影響・リスクを軽減するため、その意識向上が必要である。そのためには、例えば、広告主等における意識調査やデジタル広告関連技術の使用状況等の実態調査を行うことが適当である。その上で、広告主等が抱えている課題等を抽出し、必要な技術の開発・実証を進めることが重要であるとしております。続きまして、(5)の国際連携・協力、298ページでございますけれども、(ア)が普及啓発・リテラシー向上・人材育成の国際連携・協力でございます。偽・誤情報等は国境を越えて流通・拡散されることから、各国政府を含む民産学官の様々なステークホルダー間の連携・協力を推進することが適当である。具体的には、EPaDの作成・公表などG7レベルでのマルチステークホルダーによる取り組みを実施しているものの、更なる国際連携・協力を推進する観点から、すでにサイバーセキュリティ対策等における連携・協力が進められているASEAN等との間で、普及啓発・リテラシー向上・人材育成のための連携・協力を進めることが重要であるとしております。普及啓発・リテラシー向上につきましては、先ほど申し上げたような「プレバンキングデー」などを踏まえて、民

産学官における様々なレイヤーでのマルチステークホルダーによる国際的な連携・協力も国際的に推進していくことが重要であるとしております。また、人材育成につきましても、国際的にも、偽・誤情報等の流通・拡散に対応するため、適切な方法により信頼性のある情報を適時に発信することが重要であり、このような発信を担う専門的な人材等の確保・育成が課題になっているところ、例えば、サイバーセキュリティ分野における「日ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター」との連携・協力の可能性も視野に入れつつ、偽・誤情報等の流通・拡散に対応するための専門的な人材の確保・育成の取り組みを推進していくことが重要であるとしております。さらに、ファクトチェッカー同士の情報共有等を通じた国際的な連携・協力については、民間の自主的な取り組みとして、Global Fact・APAC Trusted Media Summit 等により図られてきましたところ、ファクトチェックを専門とする機関につきましても、世界共通の課題として資金難に直面しており、情報伝送PF事業者等からの資金の提供が継続的に保証される仕組みが必ずしも十分に確立されておらず、また人員整理等も行われておりますところ、ファクトチェッカーによる国際的な連携・協力の機会が減少してきております。そのため、例えば、普及啓発・リテラシー向上・人材育成のための国際連携・協力の取り組みの中で、ファクトチェックを専門とする機関の独立性確保に留意しつつ、ファクトチェック関連団体の国際的な連携・協力を推進することが重要であるとしております。(イ)の偽・誤情報等対策技術の国際標準化・国際展開の推進ですけれども、こちらは生成AIに起因する情報コンテンツを判別する技術については、生成AI等の新たな技術やサービスの進展・普及に追従して様々な対策技術が開発され、社会実装されることが望ましいとしております。他方、インターネット上の情報コンテンツの受信者が、情報コンテンツの信頼性・発信者の実在性を容易に把握できるようにする技術については、発信者がそれぞれ異なる技術を用いてコンテンツを発信すると、受信者はそれぞれの技術に対応してコンテンツを検証することが必要となり、非効率であることから、発信者・伝送者・受信者によって標準的に用いられることにより、一層効力が発揮されます。そのため、例えば、発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする技術など、発信者情報の実在性・信頼性を確保する技術の開発・社会実装を推進するため、当該技術の主要ウェブブラウザへの標準搭載などの国際標準化を推進することが適当である。また、国際標準化活動にあたっては、関連技術の標準化動向の調査、国際会合への出席や会合運営、専門人材の確保に、官民が連携して取り組む必要があるとしております。さらに、生成AIに起因する偽・誤情報をはじめとした、インターネット上の偽・誤情報等の流通リスクに対応するための対策技術・サービスに

つきましては、国内企業等によるサイバーセキュリティ製品・ソリューションの海外への展開と同様、それらの国際展開を推進することが適当であるとしております。具体的には、ディープフェイク対策技術・サービス、情報コンテンツ・発信者の信頼性等を受信者が容易に判別可能とする技術やサービス、普及啓発・リテラシー向上のための技術・サービス等について、民産学官の連携・協力による国際展開が重要であるとしております。また、新たにNICTに設置されるGPAI東京専門家支援センターとの連携・協力により、偽・誤情報等の流通・拡散リスクに対応するための技術実証等のプロジェクトについて、我が国のステークホルダーを含む多様な専門家による実施を推進することが重要であるとしております。さらに、国際機関において、「生成AI時代の信頼に関するグローバルチャレンジ」等の国際的な連携・協力プロジェクトが進められております。このような国際的な枠組みにおいて評価された取り組みについては、我が国の技術・サービスの国際展開等において有利になる可能性があるため、偽・誤情報等の流通・拡散への対応に関しても、我が国の民産学官のマルチステークホルダーによる参加を推進することが重要であるとしております。そして最後に（ウ）の欧米等のバイ連携・協力、G7・OECD等のマルチ連携・協力の推進として、我が国と自由や民主主義、法の支配、人権等の基本的な価値観を共有している米国・EU・英国・豪州等については、情報伝送PF事業者等に対する規制・民産学官のマルチステークホルダーによる取り組み等に関する情報交換等の定期的な政策協議を通じ、将来的な執行協力も見据えつつ、バイによる連携・協力関係を深化していくことが適当であるとしております。G7などマルチについても、普及啓発、リテラシー向上、人材の確保・育成、社会全体へのファクトチェックの普及、技術の開発・実証、制度的な対応等に関する意見交換、ベストプラクティスの共有等を通じ、国際的な連携・協力を広めていくことが適当である。例えば、偽・誤情報等の流通・拡散への対応には各国政府との連携・協力が重要であるところ、2024年5月に49の国・地域の参加を得て立ち上げられた「広島AIプロセスフレンズグループ」も活用して、生成AIがもたらす偽・誤情報等への対応を含む情報交換・共有を促進することが重要であるとしております。

（6）マルチステークホルダーによる連携・協力の推進につきましては、302ページとなりますけれども、ワーキンググループにおける検討結果を踏まえて、次回以降記載予定と考えておまして、長くなりまして大変恐縮でございますけれども、事務局からのご説明は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは只今ご説明をいただきましたとりまと

め素案の第6章の2、262ページ以降につきまして、ご質問・ご意見のある方は、チャット欄でご発言の希望を私にご連絡頂きたいと思っております。今の部分は前回会合ではまだご議論いただけていない今回とりまとめに向けた最初のラウンドの議論になりますので、これまでの検討会での議論を踏まえて、ご指摘・ご質問等頂ければと思っております。こちら11時50分くらいまで、40分くらい時間を私の方では見込んでおりますが、ご発言のある方は自由にお知らせを頂ければと思っております。いかがでございましょうか。

安野構成員、お願いいたします。

【安野構成員】 この度は大変詳しいとりまとめをどうもありがとうございました。本当にこの検討会の成果として素晴らしいまとめをしていただきましたことを感謝申し上げます。何か直接このまとめにというわけではないのですが、この箇所につきまして今後に向けて重要だと思うことを1点だけ申し上げさせてください。さかのぼって49ページのところの指摘、事実の情報についても審議を疑う必要が生じて、インターネット上に信頼のよりどころがなくなっていくという記述をしていただけていて、私はここは非常に重要なところだと思います。それを踏まえまして、今ご紹介いただいたところですが、情報の信頼ということについて私自身も考えているのですが、結局、例えばファクトチェック、あるいは普及啓発などもそうですけれども、信頼性について、誰がオーソライズするのか、またオーソライズする機関への診断をどう獲得するのかという問題がいずれ出てくるかと思っております。また併せて、どのような要素が信頼できる情報とか情報源の判断に影響するのかといったところ、この辺りは結局自分が知っている、自分の意見と同じだから信頼できるというような確証バイアス的なメカニズムで信頼性の判断がなされてしまうと結局問題になってしまうので、自分と違う意見、あるいは自分では直接的に納得できないものであってもこの情報は信頼できるという、信頼の獲得にはどのような手段があるのかといったようなことにつきまして、この報告書の中に反映していただくということではないのですが、今後皆さまご検討いただければ、また私自身も考えていきたいことだというように思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。貴重なご指摘を頂いたと思っております。さらにご質問・ご発言がある方は、いかがでございましょうか。いかがでしょうか。

後藤構成員、お願いいたします。

【後藤構成員】 ありがとうございます。最後の部分が、充実した内容になったことに驚きをもって、読ませていただいているところでございます。全体として、盛りだくさんにな



っていますが、前回コメントさせていただいたことも反映していただいております、うれしく思っています。その中で、特に人材育成のところ、いわゆる広く普及啓発、それから何か事態に対して対応するようなメンバー、資料の284ページ・285ページに書いてあるところに関して、しっかりとしたスキルマップやトレーニングというエコシステムを作っていくというのがハッキリ打ち出されていて、素晴らしいと思いました。またこの延長線としては、最後に国際連携がございます。人材育成の件ですが、サイバーセキュリティにおいても、どういうスキルが必要なのかという議論がグローバルにされているわけです。今後、偽情報・誤情報に関しても、国際連携において同様の道筋が必要であると思います。もうすでに書いていただいておりますが、この発展系としてぜひ人材育成に関わる国際連携のさらなる強化が必要だと改めて認識したところです。

技術開発に関しましても、いろいろな技術が大事だねということと同時に、そのベースとなるようなデータをしっかり収集することが必要だということを書いていただいておりますが、ここに関しましても同じことです。サイバーセキュリティでは、基礎データに関する収集能力において、日本は残念ながら米国などに比べると大きく下がっております。それは、われわれの責任でもあったのですが、海外からデータを借りて分析するという状況が続いています。同じように偽情報・誤情報問題もボーダーレスで問題が引き起こる以上、日本でもしっかりデータを集めて、そのデータと海外のデータは、何が違い、何が同じなのかということを読み合わせながら、いろいろな対策技術を考えていく必要があると思っております。そういう意味で、データ収集・分析に関しましても、今後は、ぜひ国際貢献ができる形、仕組みに持っていけるようにしていただきたいと思っております。以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。石井構成員、先ほどのご発言に補足があるということでもございますので、お願いいたします。

**【石井構成員】** ありがとうございます。先ほど発言させていただきました緊急行動に向けた提言のところについて、追加で申し上げたいと思っております。295ページ目辺りからです。この項目で国際連携協力への取り組みが記されているところではありますが、緊急行動に向けた提言を受けて記載を追記していただくに際しては、まずこの提言がどのようなスタンスで作られているかをきちんと説明しておくことが大事なかなと思っております。事務総長の発言として、各国政府・テクノロジー企業・広告主・広報業界に対して、結果的に危害をもたらすコンテンツのまん延とそこからの収益化に対する責任を自ら進んで負うべきこと、この点きちんと示しておく必要があるというように思います。それからこの提言には、具体的な

項目がいくつか挙げられていることをご紹介させていただきましたが、それがこの報告書の中の具体的な方策の中にも十分取り入れられるように確認しつつ、最終的にはご整理をしていただければと思っているということです。私からは以上になります。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。最初に先ほど私が申し上げました301ページのコメントはフライングであったということについて、お詫びをしたいと思います。大変失礼いたしました。でもそのところはぜひともお願いしたいなと思っていまして、マルチステークホルダーというのは、例えば研究者の先生がこういうことが世の中全体にとって良いのではないだろうかというように皆さんを善導して良い方向を示すという、そういうのは真逆のむき出しの社会の別々のセクターがそれぞれの立場を主張するということですので、それは対等にやり取りできて初めてマルチステークホルダーであって、そうでなければ、マルチステークホルダーではないということをお願いしておきたいと思えます。例えば経団連のウェブサイトとかを見ていただくといいと思うのですが、委員会一覧というのがあります。委員会一覧だったか、委員会の概要だったか忘れましたが、そこで経団連にどれだけ委員会があるかというのを見ていただければいいと思うのですが、世の中の様々な問題に対して対応できるようになっています。消費者団体もいろいろな対応をいただいていますし、またデジタル対応もいただいていますけれども、それはリソースが全然違います。全相協さんのウェブサイトだって、支部のご紹介というのはありますけれども、そんな別に委員会がめっちゃめっちゃ分かれているわけではないです。これは仕方ないことです。すごいボランティアベースで皆さん頑張っておられるわけですが、何しろ人もいないしお金もないしということで、全然違うわけです。ですので、そこはもしマルチステークホルダーでやりましょうというのであったら、それは政府が消費者団体なり市民社会なりを支援しなければ、それはマルチステークホルダーではないと思えますので、繰り返して申し訳ないのですけれども、そのところは何らかの形で記述をしたいと思えます。それから6章、プロパーの話でなくて、また元に戻って違うところのことで申し訳ないのですけれども、先ほどお示しいただいていましたリテラシーのところ。ICT活用のためのリテラシー向上のための検討会がありまして、そこでここにも本当にしっかり書いていただいていますけれども、まずは高齢者のみの問題ではなく全世帯的問題であるということ、それからユーザーリテラシーではなくて、インターネットそのものとかインターネッ

トのビジネスモデルとか、そういうことに対するリテラシーがないとダメだよということの2つをしっかりと明らかにした成果であったかなど。パワーポイントですけれども、そういうものかと思imasので、ここで再び取り上げて、その中身を要約してご紹介いただいているのは素晴らしいと思imasました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ご指摘、反映させていきたいと思imasます。

クロサカ構成員、お願imasします。

【クロサカ構成員】 ありがとうございます。まず前回の検討会で、第6章辺りについて、それまでの前の第5章までのところと第6章以降のブリッジが必要ではということをおし上げました。宍戸座長からは、お前も頑張れというように言われて頑張るはずだったのですけれども、事務局にさらに頑張っていただきまして、大変良い肉付けをしていただいたというように考えております。ありがとうございます。なので、ここについて私は今、何も貢献していないので、もう少し貢献してみたいなという観点で発言させていただきたいのですが、262ページ、第6章冒頭でございます。ここをかなり書き足していただいているというように理解しました。この記述が非常にコンパクトに分かりやすく書かれているなということと同時に、これが第1章の30ページ前後からの問題意識と構造が完全に一致しているということをおし理解しました。さすがに私は構成員として読んでいるので、読むとそこをきちんと引いているなということが分かるわけす。一方で、おそらく300ページ以上のドキュメントになっておまするので、第6章のところだけをパッと見た方は、そうだけれども、これどこにあるのかということが分からないかもしれない。つまり読者に対する多少の過剰な親切かもしれませんが、この3行目以降に書かれている問題意識については、1章ですでに整理して、そこから引いてきているものであるということが少し明示的に分かった方が、何を言っているのかということは第1章を読まなければいけないというようになるかと思imasますので、そういうエディトリアルを一工夫していただけると、ありがたいなというように思imasました。

2つ目が中身についてですけれども、ここで書かれていることそのものについて、私は異存ござimasませんが、そもそものこの検討全体の問題意識として、もう少しもしかすると追記いただいてもいいかと思imasしていることがあります。それはここで議論している様々な社会的な課題、現象として起きていることの多くは、技術革新によって引き起こされているものでもあるということす。つまり生成AIを含めまして、様々な技術が高度かつ容易に利用できることになったことによって生まれてきている。これは拍車がかかっているというこ

とかもしれませんが、量の変化が質の変化をもたらしているわけでございまして、技術が生み出している課題であるということが大前提としてあるかと思えます。それに対して、技術で対抗することあるいは人間側のリテラシーを含めた知恵を高めていくというような自衛策のような形で取り組んでいくこと、それでもどうしようもないことについては制度としてきちんと社会のルールにしていくということ、この辺りを総合的に考えているのだというようなことを総合的な対策、第6章の頭の辺りに記載しておいていただくと、何か起きていることがあるからとりあえず叩きに行きましょうといった安易な議論ではないということ、をより明示的に示せるかなというように思いました。その辺り、文字にさせていただくと回りくどい言い方になってしまうかもしれないのですが、おそらくこの文章は非常に重要な日本の歴史の転換点にかかるような文章ではないかというように思いますので、後々独り歩きしたときにどこをどう読んでも目配せがきちんとできている、前提となる問題意識というのは、どこにもきちんと一貫して書かれているということをご留意いただくといいかなというように思っています。この辺り、お時間等余裕があれば、もう一工夫いただけると大変ありがたいので、今度こそ何かあれば頑張ろうと思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。本当によろしく願いいたします。

曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。私も先ほどのコメントは、フライングだったとした上で補足を1つ申し上げたいと思えますけれども、293ページ以下のところで、技術の研究開発・実証に関する具体的方策というところで、ファクトチェック団体の独立性の確保に留意することが必要というのが、294ページの34行目の辺りにあるのですが、「なお書き」になっておりまして、しかも（ア）（イ）（ウ）とあって、（イ）にあります。293ページの9行目の段落です。この点について、総論的な部分に移していただき、技術開発の支援に関する一般的な留意事項という形にさせていただくと、ベターではないかというように思います。

もう1点は、それに近い場所で、289ページの13行目です。（ア）のところで、利用者参加型のファクトチェックの推進という項目ですが、こちらの15行目、情報伝送プラットフォームサービスの利用者自らがファクトチェックに参加するといった姿勢を涵養すると、この部分に関して少しご質問というか、コメントを申し上げたいと思えます。ファクトチェックといいますがその概念には一定の幅があるものの、しかし概ね一定のスキルを備えた専門家がしかるべき手続きを経て行うものがファクトチェックであって、そうでない

ものは必ずしもファクトチェックとは呼ばないという緩やかな合意があるかと思います。そうした中で、利用者自らがファクトチェックに参加するというこの意味合いが、読み方によっては利用者自らがファクトチェックをやって、情報発信をすべきだというような印象を与える可能性もあるのかなと思います。しかし先ほど申し上げたファクトチェックの意味合いからすると、そういう一般の利用者がファクトチェックを自ら行うということは、それはファクトチェックの通常の意味とは異なるわけで、そういう意味に読まれないような明確さが必要なのではないかと思います。利用者がファクトチェックに参加するというこの意味合いは、おそらく17行目以下のその際、例えば以下のところを指しているようにも思うのですが、それならそれで、それが明確になるような書きぶりをしていただくということが大事ではないかと思います。いずれにしても利用者自らがファクトチェックをやるのが望ましいということにならないような書きぶりをしていただくと、ありがたいかなと思います。

**【宍戸座長】**      ありがとうございます。それでは奥村構成員、お願いいたします。

**【奥村構成員】**      ありがとうございます。引き続き、おまとめありがとうございます。何点か申し上げます。今の曾我部先生のフォローアップのような形になりますけれども、ファクトチェックという言葉が、今まさにグローバルファクトに来ております。いろいろ見直されている部分もありまして、そうしますと、ファクトチェックというのは元々は政治家とかパブリックフィギュアといわれている人たちの発言の中で、きちんと中身が本当のことを言っているかということをもともと示すことで、オンライン上で誰が言ったか分からないようなものは、ベリフィケーションとかデバンキングとか、出元がどこにあるのかというようなことを示すというようなことがありますので、この報告書自体のファクトチェックというのが、すごく広い意味で使われているという限界というのはあると思います。ただ、それに代わる用語が今日本では確立されていないということがありますので、どういう形で表現すべきかということに関しては今後の課題ともなっていくと思います。ただファクトチェックは広義で言いますと、本当かどうか分からないものを検証するという意味合いがあるということでの位置づけであろうということでも仕方がない部分があるかと思いますが、もう1つは、ファクトチェックの前のミスインフォメーションというのが、どれくらい甚大な社会的な影響を及ぼしていたかということや、それからそれをファクトチェッカーがどれくらいカバーして予防できていたかというような検証みたいなものをどのようにしようかというような動きも始まっております。そのような意味では、この報告書はこれからのし

かしたらもっと大変なことが起きるかもしれないから備えましょうというような意味合いの報告書だと思いますので、能登半島のこととか、いろいろ実例が書いてあるわけですが、一部のジャーナリストの方が日本の中でも指摘していらっしゃるけれども、例えばどれくらい能登半島での架空の住所の救助要請をXで発信をしたような所にどれくらいの被害が発生をしていて、どれくらいの社会的な影響を及ぼしたので、どういう形でそれを予防した方がいいというような、かなり緻密な検証がこれから必要となっていくであろうと。メソドロジーまで確立されていないようなものですので、どのようにやっていくかということなので、この報告書にどのように盛り込むかというようなことは難しいとは思いますが、一応、将来の課題としてそのようなことがあるというようなことは申し上げておきます。

それからすごく小さなことですが、少し違和感を持ったことについて申し上げますと、2の総合的な対策のところの普及啓発・リテラシー向上というような中に実例がいくつか載っております。274ページから275ページくらいのところですが、その中で能登半島地震などに関する総務省のSNSアカウントなど、どちらかというと、普及啓発というよりも事前の警告といいますか、注意喚起の作業に当たるわけで、そのいくつかの項目に関しては、その下の令和6年能登半島地震に対し、政府・広報・オンラインにてということも含めて、もちろん後々は普及啓発になっていくのかもしれませんが、意味合いが変わるものですので、例えば本当に注意喚起と書いていただいて、後にこのようなことがあったので、皆さんにもこういうことがもしかしたら起きることが認識されるようになったというようなことが分かればいいと思うので、多少ここの中に事前に一般論や教養などとして啓発するものとそうでないものが混じっていることに違和感がありました。特にさらに申し上げますと、例えば総務省で出していますアルプス処理水の関連の情報発信というのは、もう少し国際的に見ますと、海洋生態系の影響をまだ指摘しているような学説や学者の方もいらっしゃる中では、これがミスインフォメーションと言えるのかどうかということに関して、アルプス処理水に関してはもちろんそれを飲んだ誰かが死んだというような中国でのすごく悪質なミスインフォメーションと、それから科学的な今後の長期的な影響を議論する議論というのが、一緒くたに議論されてはいけないと思いますので、もしこの情報発信が本当に普及啓発に当たるのかどうかというようなことも、細かいことですが検討されるべきだと思いました。以上です。ありがとうございました。

【宋戸座長】 サラエボからご参加いただき、ありがとうございます。貴重なご指摘を頂

いたと思います。

それでは落合構成員、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。こちらの方も議論を踏まえて、全般的に非常に充実したとりまとめをしていただいていると思います。私の方から3つほど申し上げたいと思います。

1つ目が、まず全般にかかることです。1の方の総合的な対策の方で、ページでいうと262ページと思いますが、今後の対策にあたって非常に重要ではないかと思っておりますのは、これ先ほど少しご議論もあったかと思いますが、技術に関する情報や社会環境に関する状況が比較的早く動いていく領域であることに着目することが、改めて重要だろうと思っております。ここで書かれているリスクが静的なものではなくて、どちらかという動的なものという部分があるかと思っております。基本的なフレームワークとしては、ある程度汎用性が高く対応できるように今回ご整理いただいていると思いますので、基本的な対策の内容自体はこちらでとりまとめたもので、現時点で問題がないだろうと思っておりますが、一方でリスク認識、例えば今年は能登の地震もございましたし、世界的に選挙の年だということもありますし、去年からは生成AIということもあります。ただ、また来年同じ問題に直面するということではなく、来年はまた来年の新しいテーマが生じ得るものですし、技術的な変化や社会的な変化があると思っております。そういう意味では、リスクの洗い替えをし続けていただくことが非常に重要ではないかと思っております。そういった点をぜひ考慮していただければと思っております。ですので、リスク自体を見直しながら、次第に具体的な対策もアップデートしていくことをぜひ入れていただければと思っております。

第2点としまして、今回全般的な対策を立てていくにあたって、例えば法律であれば法律と証拠でということになると思いますが、この分野での対策について言うと、やはり情報、データを集められるということが重要です。これに加え、学問的に関わられている方の専門という意味でも、非常に多様な分野の専門家が集まってということで、情報と専門家の専門的知見の総合によって、対策をしていくことが非常に重要だと思っております。そういう意味では、技術の開発などでアカデミアと連携という話があるかとは思いますが、技術の開発やジャーナリズムだけでなく、例えば米国などでいろいろ出ている論文などを見ていきますと、要するに社会学的なものや政治的なものなど、法的なものもそうだと思いますし、様々な研究が進んでいくことが重要だとは思っています。1番の柱は技術に関する部分では

あろうかとは思いますが、アカデミアや専門家がより研究を進めていただくことや、その実社会での利用が進む形をぜひ後押ししていただけるような表現があるといいのではないかと思いました。

第3点は技術に関するところですが、技術が重要であろうとは思っておりますが、その関係では開発をするだけでなく、いろいろな方に最終的には利用したり、どういう状況にあるかを理解していただくことが必要かと思っております。これは広い意味では、リテラシーに含まれていることもあり、利用できることも含めてリテラシーということなのかもしれませんが、実際に開発されたものがどういうものであるかを分かってもらう、社会的に受容していただくということも必要かと思っております。またそれをどう使うと効果的なのかを実際には極めて優れた方だけが一部で使っているだけではないと思っておりますので、そういった点も若干目配せをしていただければと思いました。私の方は以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは脇浜構成員、お願いいたします。

【脇浜構成員】 ありがとうございます。短くザクツとした印象のようなお話になってしまっているのですが、今回、偽・誤情報への対策ということなので、仕方ないかもしれないですけども、全体的にメディア表現であるとか情報コミュニケーションというものが本来はすごく楽しいもので、人生を豊かにするものでもあるというところが伝わってこないなというところが気になっているというお話です。リスクであるとか、そういう言葉が並んでおりますので。例えばカナダのメディアリテラシー教育では、とても情報コミュニケーションは楽しいものというところを強調しつつというところが見受けられますので、そういったところがあってもいいのかなとは思った次第です。失礼いたしました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、頂いたご指摘は先ほどのデジタル空間における情報流通の健全性がどういうものかという、前回来いくつかご指摘を頂いている点にも関わる重要な点だと思いますので、この箇所に限らず、全体を通して今のような点を少し工夫させていただければと思っております。貴重なご指摘ありがとうございます。さらにご発言のご希望があれば、承りたいと存じますが、いかがでございましょうか。構成員の方に限らず、オブザーバーの方でも、この場でご発言のご希望があれば承りたいと存じます。いかがでございましょうか。あるいは二度目のご発言でも結構です。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 アテンション・エコノミーのことにつきまして、もう一度話してもいいということですので、追加させていただきます。先ほどの脇浜さんのお話を伺っていてごもっ



ともだなと思ったのですけれども、他方で警戒しなければいけない事情というのものもあるわけですし、そういう意味では、この本報告書はアテンション・エコノミーをいろいろなところで言及していただいていると思うのですけれども、なぜ偽情報・誤情報に対してそれほど注意を尖らせているのかといいますか、なぜそこまで警戒しているのかということについては、アテンション・エコノミーの問題とアテンション・エコノミーが偽情報・誤情報を生み出しているわけですが、それは決して楽しいファンタジーとかフィクションとかパロディとか、そういうものを生み出しているというわけではないというところについての言及があってもいいのではないかと思います。そういう意味で私は、フランシス・ホーゲンの告発のことを脚注でも結構ですのでどこかアテンション・エコノミーとの関係に入れていただいた方がいいのではないかと思います。もちろん情報コミュニケーションの価値とか楽しさとか、そういうものも重要ですが、なぜわれわれがこの報告書を通じて、偽情報・誤情報について警戒しているのか、なぜアテンション・エコノミーについて警戒しているのかということは、それはホーゲンの告発のような仕組みです。アテンション・エコノミーに絡め取られた状態ではネガティブな方向に行ってしまう、だからネガティブな偽情報・誤情報になってしまうということもお書きいただいた方がいいのではないかと思います。以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。どうしてもインターネットあるいはデジタル空間の情報流通の全体像は、非常に多様なものがあって、それについていろいろ書いていこうと思うと、この報告書がすでにこの段階で300ページを超えているわけですが、良い面・悪い面あるいはその構造的な要因あるいは現象といろいろ書き込んでいかなければいけないということで、どんどん大部になっていって、また他方で、そうすると全体像が読みにくくなっているとか、もっと分かりやすくエディトリアルな工夫をといご指摘を頂いているところで、非常に大変だなと引き続き思っておりますけれども、いろいろ今のようなご指摘を頂いて、ブラッシュアップさせていただければと思います。ありがとうございます。

**【森構成員】** ありがとうございます。今の宍戸先生のお話で、そのうちエグゼクティブサマリーをみたいなお話が出てくるのではないかと思いますけど、それは、さすがにこのお忙しいときにさらにお手を煩わせるのは大変だと思いますし、バランス良く要約するというのはすごく手間ひまのかかる作業ですので、今お示しいただいている左側のナビゲーションを別添で付けていただくと大分違うかなと思いました。ありがとうございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。よろしいでしょ

うか。

それでは、ここまで頂いたご指摘、第6章の2、総合的な対策につきましては、只今頂きましたご指摘を踏まえて事務局において修文・調整の作業をお願いしたいと思います。それに限らず、今日の前半のラウンドを含めて、全体についてということになります。そして、また制度的な対応につきましては、今後のこの会・この場でさらにご議論をいただくということになりますので、ご準備をいただければと思います。議事1については以上でございます。

それでは議事の2、その他に移ります。SNS等におけるなりすまし型偽広告への対応について、資料2 4-2により事務局よりご説明をお願いいたします。

【菅野補佐】 それでは資料2 4-2でございます。前回の会議で犯罪対策閣僚会議において決定されました、「国民を詐欺から守るための総合対策」の内容をご説明させていただきましたが、本日は政府の総合対策を踏まえた総務省の取り組みについて、ご説明させていただきます。1ページ目は報道発表となりますが、総務省で先週の金曜日の6月21日にMeta Platforms, Inc.と一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構を通じまして、SNS等を提供する大規模事業者に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について、要請を実施いたしました。具体的な要請内容でございますけれども、2ページ目以降に要請文自体を付けさせていただいております。

要請につきましては、次のページですが、大きく分けて2つございまして、1つ目が広告出稿時の事前審査等について、2つ目が広告流通後のなりすまし型偽広告への削除等についてとなります。なおMetaへの要請文書とSNSに要請した内容は同内容となります。まず1つ目の広告出稿時の事前審査等についての内容について、ご説明させていただきますが、広告出稿時の事前審査等については、5つの対応を実施することとさせていただきます。その中身としましては、①としまして広告の事前審査基準を策定・公表するとともに、当該基準を含め、利用規約等を踏まえた適切な対応を実施すること。2つ目、②でございますけれども、自社が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえた審査を実施すること。③としまして、①の対応を確実に実施するため、事前審査体制を整備し、その整備状況を公表すること。④としまして、なりすまされた被害者から通報があった場合、それ以降における当該被害者に関するなりすまし型「偽広告」の事前審査を強化すること。⑤としまして、事前審査における広告主の本人確認のプロセスや実効性を検証し、対応が不十分な点を改善するなど、本人確認の強化に向けて取り組むこととさせていただきます。

います。2つ目のなりすまし型「偽広告」の削除等につきましては、まず(1)としまして、利用規約等を踏まえ、なりすまし型「偽広告」に係る技術的な手段も用いた情報収集・削除等の取組をより積極的に推し進めること等も含め、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」について、削除等の適正な対応を実施すること。(2)としまして、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化としまして、①として利用者に分かりやすい削除の申出を受け付ける方法を整備し公表すること、②としまして、削除等の対応に当たる人材として、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の十分な配置を行うこと、③としまして、なりすまされた被害者から削除の申出を受けてから遅滞なく判断を行い、削除を実施した場合にはその旨、削除を実施しなかった場合には、その旨及びその理由を申出者に対して通知すること、④としまして、削除等の実施に関する基準を策定し、公表すること、⑤としまして、削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数並びに削除等の対応に当たる人的・技術的体制を公表することといった要請を実施いたしました。事務局からは以上でございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。只今のご説明に対しまして、ご質問・ご意見のある方はチャット欄で私に発言の希望をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

本件につきましては、この検討会におけるプラットフォーム事業者の方々へのヒアリング、それからデジタル空間における情報流通の全体像を把握する上で、広告を含めたエコシステムの問題を議論するラウンドさらにワーキンググループの先生方に大変なご努力をいただいております。そして今後、最終的な報告書の中にこれから入れ込むために議論をする、先ほど申しあげました制度的な対応に関する検討とワーキンググループのご検討に密接に関わるお話を今回総務省として取り組まれたとっております。従いまして私といたしましては、今後この検討会及びワーキンググループにおきまして、今回の総務省のご対応、とりわけプラットフォーム事業者様への要請等について、ヒアリングなどを通じてその取り組みをフォローアップしていくことがこの検討会に求められることではないかと考えております。この点につきまして、構成員の皆さまに今、私からお諮りをしたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。要するにこの場でフォローアップしていったらどうかということですけども。

落合構成員、お願いいたします。

**【落合構成員】** ありがとうございます。座長がおっしゃったこと、非常に重要な点と思

います。先ほど私も発言させていただいたことと関わりますが、実際にどういう対策が継続的になされているのか、またこういった要請を行ったり、それを踏まえてどういう関係者とのコミュニケーションが深まって行って、対策が行われていくかを自ら把握しながら検討を進めていくことは、本検討会にとっても非常に良いことなのではないかと思えます。座長のおっしゃったことはぜひ進めていただきたい、と思いました。以上です。

**【宍戸座長】** 非常に勇気づけられるご賛同のご発言を頂きました。ありがとうございます。他にご発言・ご意見等ございますでしょうか。ありがとうございます。チャット欄で多くの構成員の皆さまから賛同、または異議ないというご発言を頂いております。

それでは先ほど私からご提案させていただきましたように、本件SNS等におけるなりすまし型偽広告への対応につきましては、この検討会ないしワーキンググループの場でフォローアップをさせていただくということとしたいと思えます。構成員の皆さまにも引き続き、ご負担・ご協力をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。フォローアップの詳細につきましては、この要請を受けられました事業者の皆さまご自身のお取り組み、またこのようなフォローアップへのご対応についてそれぞれお考え等もあろうかと思えますので、事務局と私の方で引き取って調整をさせていただき、どのようにするかということについては、また皆さまにご連絡を差し上げたいと思えます。本件については、そのように取り扱いをさせていただきます。

本日用意した議事は以上でございますけれども、全体を通じまして構成員の皆さまから何かこの場でご注意いただく点がありましたら、お願いいたします。いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

**【高橋係長】** ありがとうございます。次回会合につきましては、別途事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載させていただきます。以上でございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。普段、毎回私の議事進行が拙くて、大分時間を超過することが多いのですが、本日は構成員の皆さまの大変なご協力によりまして、予定の時間通りに検討会を終えることができました。

以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会第24回及びワーキンググループ第30回の合同会合を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

